

公益財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会
第2回評議員会議事録

1 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容

第1号議案 長期借入金について

2 評議員会の決議があったものとみなされた事項を提案した理事

代表理事（会長） 大村 秀章

3 評議員会の決議があったものとみなされた日

令和3年2月1日

4 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

代表理事（会長） 大村 秀章

議決に加わることができる

評議員総数 5名（同意書別添のとおり）

令和3年1月28日、代表理事 大村秀章が評議員の全員に対して、評議員会の決議の目的である事項について上記の内容の提案書を発し、当該提案につき、令和3年2月1日までに評議員の全員から書面により同意の意思表示を得たので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条及び定款第22条第1項の規定（決議の省略）に基づく評議員会の決議の省略の方法により、当該提案（第1号議案）を承認可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされた。

以上のとおり、評議員会の決議があったとみなされた事項を明確にするため、本事項を提案した理事及び議事録の作成に係る職務を行った理事は、次に記名押印する。

令和3年2月1日

公益財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会